

第20回広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時：平成16年11月17日（水） 9：30～11：00

場所：鯉城会館5階 パールの間

議題（1）事業再評価に関する意見骨子（案）の審議について

ア 土木建築部関係事業について

イ 農林水産部関係事業について

議題（2）その他

議 事

前回委員会での質問事項について

A委員

横田港の国内物流ターミナルは作ったが、利用がなかなか難しい。今度は漁港の方が本格的な工事に入るが、漁港は入港するのがただである。これは歴史的な兼ね合いがあり、尊重しなければならないが、多分、漁船にも船籍があると思う。ほかの港に入っているが、入港は自由にできるのか。「交流の場」として、活発に行われているように書いてあるが、ほかの港の船籍でも自由に入れるということか。

漁港だから、外国船籍の船が入ることはないと思うが、経済港の場合は当然、保税地域の問題がある。漁港はどうなっているのか。

港湾企画整備室長

漁船の主要施設を作る場合の考え方は、実態として、その周辺にどのぐらいの数の船があるかということに基づき整備している。漁船がある地域の背後地に漁業活動している人の住居もある。

A委員

要するに、船籍に関係なく、ここの港に揚げればこの魚は高く売れそうだから、ほかの港に入ってもいいわけか。

港湾企画整備室長

一般的には、漁業組合というのがあり、組合員等も明確になっているので、ほかの地域からは基本的にはない。

A委員

とすると、「交流」というのはどういうことか。

港湾技術総括監

漁船は、広島県の場合はH S，愛媛県はE Hというように、県単位で登録されている。

漁船が水揚げを行う場合、市場を有する基地港，例えば広島港周辺では草津の市場があるが，そういうところに他地区からの漁船が入り，出荷，水揚げも行うし，また，他地区から入港する漁船がイベントなどに参加することもある。

それから，豊浜の船のように，東シナ海の方まで行っている船もあり，県内だけでなく，県外で漁業をしているところもある。

A委員

保税という考えはないのか。

港湾技術総括監

税関法の関係であり，国内物流という観点から考えればない。海外に輸出，輸入する場合は，課税対象になるので，そういう指定地域を設け，税関の諸手続を取って輸出，輸入をしていく。

A委員

外国船籍の船が入った場合はどうするのか。

港湾技術総括監

その場合は，海上保安庁に入港手続をし，港湾管理者である広島県にも手続をする。それから，入国審査と税関と植物検疫，この関係の手続が必要となってくる。

委員長

国内の船はあまり言わないが，漁業組合が目光らせているということか。

港湾技術総括監

船自体が小さいので，大きな貨物船が漁港施設に入ることは非常にまれである。

B委員

福山港内港地区のアンケートの取り方について，「利用頻度」と「交通手段」の2つがどのぐらい費用をかけてでも利用するかという定量的なものに結び付くと思うが，「利用頻度」と「交通手段」は全く相関がないとして算出したのか。例えば毎日利用する方，自転

車で行けるくらい非常に近接した所に住む方とか、定量的な計算を行う場合には、そういうことは考慮しているのか。

港湾企画整備室長

車で遠くから来る場合は、頻度は少なく、費用は多くかかる。近くの場合は、徒歩や自転車ということで、費用は少ないが、何回も来たいという、グラフに表すと需要曲線みたいな形がでてくるのが一般的である。アンケート結果もそういった結果になっている。

B委員

考慮して計算していると理解してよいか。

港湾企画整備室長

そうである。

C委員

大竹港の埋め立ての調査方法について、大竹の緑地の費用対効果の結果は実際に使用したもののか。アカデミックな面では少し問題がある結果が出ている。決定係数 0.072 とか、どうも使用に耐えないような結果になっているが、これをどのように使ったのか。

港湾企画整備室長

新規採択時の費用対効果ということで、緑地については、このアンケート結果を基に費用便益を計測している。

C委員

実際に使われた結果ということか。

港湾企画整備室長

そうである。

C委員

学識経験者的のような方が統計的な有為性をチェックしているか。

港湾企画整備室長

事業者として、港湾としての新規採択に当たり、国のガイドラインに基づき算定した。

C 委員

実際に適用したが、結果を見るとどうもうまくいっていない、その数値を使って本当に問題がないのか。今回とは直接関係ないが、一定の調査研究を行う場合には、第三者的な、統計の専門家とか、その辺の方の意見も聞かれたほうがいい。

委員長

有為性があるかということ。

B 委員

蒲刈港向地区について、年度別の平均便益算出の確率年、1年当たりの発生確率の計算式がわかれば教えていただきたい。また、1年から10年、40年から50年と、すべてトータルして年平均の便益額を出しているが、その算出式がわかれば教えていただきたい。

それ以上に、過去3回、高潮被害に遭っているが、この3回で被害額がどの程度出ているかは、アカデミックな立場でもかなり興味があり、この年平均の期待値が、実際にどの程度であったかを比較させてほしい。もちろん、わずか十何年のデータから、数十年にわたり外挿するのは無理だが、参考になれば教えていただきたい。式そのものはここでは結構なので、被害額のトータルがわかれば教えていただきたい。

港湾企画整備室長

資料に今年の台風18号の被害状況をつけており、護岸がほぼ概成に近く、既存地、背後地の被害が床上浸水が10、床下浸水が9とあるが、被害額は算定していない。

過去の被害状況について、平成3年、平成11年とあるが、詳細は不明である。

もう一点、例えば50年確率、10年確率のように、確率年ごとの被害額を出しており、10年の場合は222、50年の場合は283ということである。これは今回の向地区の計算結果である。これは結果であるが、実際、ガイドラインでは、非常に複雑な計算であるが、基本的には期待値を出している。

委員長

簡単に説明すると、10年に1度、それを超えるかもしれないような高潮が来たら2億2,200万円の被害を被るが、超えない場合は10分の1だけ超えるのであって、0.9は超えない。1年に換算すると0.9年は超えないとして、2億2,200万円の半分の被害がある。

下の図は、1年のうち0.9年は1億1,000万円の被害がある。20年に一遍になると、20分の1だから0.95は超えず、0.05は超える。0.95のうちの0.9は10年に一遍の0.9で賄っている。だから、残りの0.05だけ $(222 + 248) \div 2 = 235$ 百万円の被害がある。「0.05回/年」と書いてあるのはそういう意味である。

B委員

それでいくと、50年だと0.02になるのではないかと思った。ただ、これで計算すると、1年間に期待値としては1億2,000万円という便益があり、逆に被害があると想定している。ところが、例えば平成11年9月は床下2棟だけだと、被害額はそう大きくないのではないか。そういう机上の理論展開したものと実態にかなりの乖離があると思った。いづれにしても、かなり大きい問題と考える。

委員長

課題はまだたくさんある。そういう計算の仕方が正しいかどうか、実際の今のデータを組み入れる方法も今後検討しなければならないという問題はあ

(1) 事業再評価に関する意見骨子(案)の審議について

ア 土木建築部関係事業について

A委員

警固屋音戸バイパスの結論のところ、「仮に、150億円の有料融資が導入できるとすれば、」の後を、「暫定2車線の供用が5年短縮可能となるので、」と。個人的には受益者負担が原則ではないかとみているのだが。

無料にすると、今までの説明から、50km/hぐらいのスピードしか出ないので、渋滞が加速するとか、いろいろなことがあるが、「5年短縮可能となるので、受益者負担の原則に基づき」というほうがいいのではないか。

委員長

積極的に有料にしようという立場だ。

A委員

はい。ただ、この委員会としてはどういうふうに思うか。

道路整備室長

趣旨は理解するが、積極的に有料を導入するというコンセンサスそのものが非常に大きいということから、こういう表現にしていることを御理解いただきたい。

A委員

最後に書いてあるが、その前段としてはもう少し意志を表してもいいのではないか。

C委員

この表現だと有料融資を優先すべきという基調の文言になっているので、例えば「供用

が5年短縮可能となり、」の次に「受益者負担の原則に基づくとすれば、償還期間30年にわたり」と、並列の文言で書くほうがいい。

委員長

よろしいか。今、事務局も決められないということらしい。

C委員

福山港原地区の結論部分で、「出漁前の仮置きなどを」、それから後に「を」が2つ続くので、「仮置きなどのために既存の物揚場や防波堤を利用して」に直したほうがいい。

土木建築総務室長

了解した。

委員長

ほかはないか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

イ 農林水産部関係事業について

B委員

結論案のところにB/Cの数値を入れたほうがいいのか。1を当然超えているから入れなくていいということだが、原則をどうするのか。入れてないほうが多いが、川根地区は特殊事情だから入れたほうがいいとするのか。

委員長

入れるのなら全部入れるということか。この数字だけで物事を決めるのではないので、必ずしも必要だとは思わないが、統一したほうがいいか。

土木建築総務室長

従前は必ずしも入っていない。

委員長

入れたのも入れないのもあるが、このままでいいか。

(異 議 な し)

C委員

川根地区の結論案に、内容的に2つのものが並立して入っている。「ただし」から「問題

であり、とあるが、「問題である。」で止めて、その後の「限られた調査費とは言え」云々は、次の丸に挿入する。「今後、限られた調査費とは言え、簡易な調査等により計画策定を行うことは厳に慎むべきであり、同様の事態が生じないように」と、下から二つ目の内容にまとめられる。そのほうがわかりやすいので、修正を提案する。

(異 議 な し)

委員長

言うべきことはきちんと適当な場所に入れるということである。

D委員

委員会としての結論の表現の仕方が小さすぎる。例えば、久井東地区の結論で「農道や水路に接していないほ場も多い」ということを1番目に出しているが、結論を出すまでには議論する必要があるかもわからないが、結論としては委員会の権威が問われるのではない。審議するためには、それはこういうことであるというのはいいが、委員会としての権威がどうかというのを感じた。

委員長

結論案の中だから、この事業実施が適当であるという理由付けを前に書いたということだ。結論案だけ独立に読んだ場合に理解できるようにという趣旨がある。

B委員

ここを読む方はそんな時間的余裕はないから、ここだけを見て大体どういうことで妥当と判断したかがわかるように、と理解している。これに全部目を通すのは大変である。だから、そういうことではないのではないか。

委員長

以前からそういう趣旨で結論案をつくってきた。

技術管理室長

これまでも、委員からいただいた結論の中で、前段で、その状況について意見を出していただき、「こういう状況である。したがって、こういう形で」ということで意見を頂戴している。今回もこの状況を最初に表現させていただき、「以上のことから」ということで、事務局のほうで整理している。

委員長

よろしいか。

D委員

はい。

E委員

当初からフォームはこういった形だったのか。

委員長

大体そうだ。あくまでも結論案だから、ここだけ読む人もいるだろうという配慮がある。

C委員

「案」が付いている理由は何かあるのか。

委員長

まだ案の段階だから。

C委員

今日ここで了承されれば、結論となるわけです。

委員長

結論になる。知事に答申する時は、「案」ではおかしい。

C委員

というのは、冒頭に「(案)」がある。それで、各欄に「事業概要」とか、「必要性」とかあって、「結論」だけは「案」があるのはこれでよいのか。

委員長

御了承いただければ、「案」はすべて取る。

土木建築総務室長

本日の議案ということでの「案」というのが冒頭にあり、案が重なっているのです、今後は改めさせていただきます。

委員長

ほかに、総括的に御意見、御質問はないか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

委員長

本日の説明や議論を踏まえて意見書を取りまとめたいが、後でお気付きの点があれば、いつでも結構だから、事務局に連絡していただければ好都合と思うが、いかがか。

(「はい」の声あり)

委員長

今後は、できれば12月中ごろまでに意見書の委員長試案をつくり、皆さんに文書でお届けしたい。それで、意見を伺って、合意が得られれば、正式な意見書として年内に意見具申をしたい。その予定でいかがか。

(「はい」の声あり)

委員長

政府も財政改革、三位一体改革がどうこうと言っているのですが、今後、公共事業への対応がどのようになるかはまだ流動的な一面があり、多少変わってくるかもしれない。その辺、御理解いただきたい。

(2) その他

委員長

では最後に、次回の日程等について、事務局の説明をお願いします。

土木建築総務室長

次回委員会は、平成17年度の対象事業について御審議、抽出を行っていただきたい。時期については、対象事業、内容が明確となる来年5月ごろに開催したいが、いかがか。

(異議なし)

土木建築総務室長

異論がないようなので、次回の委員会は5月ごろ、後日また事務局のほうから御連絡させていただき、調整させていただく。

3 閉 会

委員長

これで本日の議事は全て終了したので、第20回広島県事業評価監視委員会を閉会する。